

# 平成23年度～平成27年度の 人権施策実施状況の点検・評価

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
1あらゆる場における人権教育・啓発の推進  ①学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発	保育事業	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊心を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	・平成24年3月に【保育所保育課程】を策定し、その中の保育理念に、「子どもの命と人権を尊重し、さまざまな経験を通して生涯にわたる生きる力の基礎を培う」とする。【保育所保育課程】に基づき、保育指導計画を策定し、日々の保育の指標とする。 ・地域の幼稚園・小・中学校で構成する「校区ユニット」に積極的に参画し、地域内の連携を図る。 ・地域在住の在宅児童の児童の保育経験の実施として、民間保育所(園)は子育て支援ルームの実施や、公立・民間保育所(園)は、園庭開放や、子育て相談事業を実施する。	明石市において、保育所(園)を希望する児童が多く、利用率が年々増加の傾向である。	保育事業の量の確保・質の向上が大きな課題である。	質の向上にむけて、公立・民間が連携しあい、また他機関の連携がよりスムーズになるよう、情報の発信をこまやかにしたり、各事業を地域や市民にわかるよう、ホームページなどの工夫をしていきたい。	こども育成室
	人権・道徳教育研究事業	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にす気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化化する。	人権・道徳教育研究指定校として2～3校を指定し、人権・道徳教育の充実や工夫改善を図る研究を推進している。また、研究発表会を行い、研究成果を市内学校園に広く公開している。 (研究指定校) H23 和坂小・二見小・江井島中 H24 二見小・江井島中 H25 朝霧小・大久保中 H26 朝霧小・大久保中・中崎小 H27 中崎小・鳥羽小・錦城中	・多くの教職員の参加により、研究成果を全市的なものとする事で、明石市の人権教育の活性化に結びついている。 ・教職員の人権感覚の高揚や児童生徒の自尊心、自己肯定感、他者理解の高まりに成果が見られる。	児童生徒の実態に応じた、さらなる指導方法の改善・工夫を積み重ねていく必要がある。	より具体的な研究をめざすために、人権教育と道徳教育に分けて指定を行い、それぞれのテーマに沿って研究を推進していく。また、カリキュラムの編成や授業交流等、小中連携を意識した研究を進める。	学校教育課 こども育成室
	保育所職員研修	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	明石市人権教育研究協議会専門部・就学前部会 年4回実施 公立・民間保育所・公立幼稚園職員各50～60名参加 「豊かな心を育てる保育をどのように創造し実践していくか」をテーマに講師を招聘し、研修会を実施。	就学前児童の教育・保育に携わる保育士・幼稚園教諭が同じテーマで講師による講演や話し合う機会を持つことができた。	研修が形骸化しないように内容の検証を行い、充実をすすめる必要がある。	講師の選択を幅広くし、貴重な時間を有意義にできるよう、今までの研修方法を見直したり、参加人数を多くするなど、保育士・幼稚園教諭が参加しやすいようにしていく。	こども育成室
	人権教育研修	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進める。	今日的な人権課題の現状や、その手だてについて講師を招聘し、研修を深めている。 (研修会講師) H23 ひょうごふるさと創世塾幹事 後藤みなみ氏 H24 元国立明石高専学校教員 橋本博久氏 H25 元明石市立小学校長 森本真一氏 H26 元明石市立中学校長 山口浩一郎氏 H27 京都産業大学教授 灘本昌久氏	研修を深めることによって、教師自身の人権感覚を磨き、児童一人ひとりを大切にしたい人権教育に生かすことにつながっている。	課題に応じた研修を進めるための適切な講師を選ぶことが難しい状況である。	学校現場の要望や、様々な人権課題に対応できるよう、早めに講師選定を行う。また、より多くの教職員が参加できるよう、開催方法や内容等、さらなる充実を図る。	学校教育課
	教職員研修	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援する。	教育研究所の全講座のべ参加者数(のべ回数) H23 5,032名 (231回) H24 4,964名 (202回) H25 4,721名 (217回) H26 4,895名 (230回) H27 5,123名 (233回) 内、直接人権教育に係る講座等は45回(H27)。 また、スーパーバイザー講師として人権・道徳教育に関係のある内容で44回学校園に派遣した。	直接人権教育に係る講座だけでなく、様々な教育課題や専門的な研修の参加者アンケートの中に、多様な考え方や生き方を認め合うことや、一人ひとりの子どもを理解することの大切さにふれた感想が多く見られる等、研修を通じて教師としての人権感覚の向上がなされていると感じる。	教師として教壇に立つ以上、若手であっても高い人権感覚を持っていることが求められる。採用1年目から現場で通用する人権感覚を育成していくことが課題である。	教育の土台に人権教育があると捉え、特に初任者研等の若手育成時から、明石の人権課題についての研修を位置づけるとともに、各講座においてもさらなる充実を図る。	教育研究所
	人権教育・啓発出前講座	保育所・幼稚園・小・中学校・高等学校等における人権研修の場として活用するための講座メニューを整備し、講師派遣などの支援を行うことにより、学校園等における人権研修の開催を促進する。	学校園等における人権研修の開催を促進し、支援する観点で講師派遣等の事業を行った。 講師派遣回数 H23 36回、H24 37回 H25 42回(派遣29回、助成13回) H26 45回(派遣31回、助成14回) H27 37回(派遣27回、助成10回)	事業は学校園等における人権研修の開催促進につながっている。	人権の個別専門課題の研修ニーズが少なく、派遣講師に偏りがある。	事業内容についての周知を行うとともに、魅力ある講師の登録を図るなど、さらなる事業の充実をめぐる。	人権推進課
	人権意識啓発事業	人権啓発作品募集 人権意識啓発事業の一つとして、小・中・高等学校の生徒を対象に、心のふれあいや、あたたかさのあふれる作品募集を行う。	作品募集を行い、審査・表彰を行うとともに、あかしヒューマンフェスタにおいて朗読発表の場を設けた。また、優秀作品は、人権カレンダーに活用した。 応募作品数 H23 609点 H24 677点 H25 710点 H26 1,256点 H27 1,086点	小・中・高等学校において事業が定着し、応募作品数も増加傾向にある。	応募作品の発表・披露の機会をふやすなど、作品を活用した人権意識啓発の手法の検討と作品応募の少ない学校への働きかけが課題である。	人権意識啓発に応募作品をより有効に活用し、継続して事業を実施する。	人権推進課
	人権教育研究事業	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究協議会と連携し、明石市人権教育研究集會等の研究事業を実施し、人権課題の解消に努めた。 研究集會参加者数 H23 分科会 790人 H24 分科会 681人 H25 分科会 703人 H26 分科会 671人 H27 分科会 690人	具体的な実践事例をもとに討議を行うことにより、情報を共有するとともに、取り組みの深化・充実を図ることができた。	社会状況の変化等に伴い、新たに生じる人権課題に対応するための分科会構成の見直しが検討課題となっている。	明石市人権教育研究協議会との連携をさらに密にし、継続して事業を実施する。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	PTA研修事業	学校と家庭が連携して子どもの人権意識や自尊感情を育てるため、PTAにおける保護者対象の人権教育研修等を推進する。	人権教育リーダー研修会・講演会を開催するとともに、よき情報交換の場として実践発表会を開催し、2校園の人権教育の活動状況を発表した。 ・リーダー研修会 H23 2回 参加者250名 H24 2回 参加者240名 H25 2回 参加者240名 H26 2回 参加者228名 H27 2回 参加者238名 ・実践発表会 H23 参加者400名 H24 参加者400名 H25 参加者400名 H26 参加者390名 H27 参加者436名 取り組みの参考に資するため、各年度の単位PTA研修事業実施状況を取りまとめた資料を作成し配布している。	各単位PTAでは、様々な実践活動を通して、人権意識の高揚を図った。	PTA会員がさらに、人権感覚を磨き、身近にある人権問題に目を向け、人権意識の高揚を図っていく必要がある。	明石市連合PTAと連携し、より充実した内容の研修会の開催や単位PTA間での情報交換の場を設けたりするなど、引き続き人権教育の啓発活動に努めていく。	青少年教育課
	子育て支援事業	子育て支援センターなど、乳幼児期の子どもと親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	子育て支援センターや子育て相談において、子どもの自尊感情を育むための関わり方について、助言等を行っている。 ・子育て支援センター市内6か所(内1か所は平成23年10月31日開設)と移動プレイルーム7か所(1か所は平成25年4月5か所は平成27年4月より実施)の利用状況及び子育て相談件数 H23 利用者87,411名 相談件数981件 H24 利用者101,394名 相談件数1,248件 H25 利用者103,372名 相談件数1,282件 H26 利用者103,698名 相談件数1,426件 H27 利用者105,512名 相談件数1,503件 ・上記の他にも、各種講座の開催、センターだよりやホームページによる情報提供を行い、子育て期の保護者への支援を通して、子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを進めている。また、市内28幼稚園区に親と子がともに育つ場を設ける子育て学習室事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て家庭ショートステイ事業等を実施している。	子育て支援センターや子育て相談を初め、講座の参加者等、広く利用者により、子どもの自尊感情を育むことが大切であるということが浸透してきている。	子育て支援センターや子育て相談等を利用せず、地域からも孤立している親子に対して、どのように支援できるかが課題である。	より多くの親子が利用しやすいように、ニーズを把握するとともに、広報活動について工夫しながら、さらなる子どもの健やかな成長のための取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
1あらゆる場における人権教育・啓発の推進 ②家庭・地域・職場等における人権教育・啓発	人権教育推進事業 自治会研修会等(人材育成と市民活動への支援)	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施等に努めた。 研修会実施回数と参加者数 H23 955回 36,247人 H24 849回 42,394人 H25 713回 38,586人 H26 713回 30,828人 H27 581回 25,539人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課
	人権教育研究事業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究協議会と連携し、明石市人権教育研究集会等の研究事業を実施し、人権課題の解消に努めた。 研究集会参加者数 H23 分科会 790人 H24 分科会 681人 H25 分科会 703人 H26 分科会 671人 H27 分科会 690人	具体的な実践事例をもとに討議を行うことにより、情報を共有するとともに、取り組みの深化・充実を図ることができた。	社会状況の変化等に伴い、新たに生じる人権課題に対応するための分科会構成の見直しが検討課題となっている。	明石市人権教育研究協議会との連携をさらに密にし、継続して事業を実施する。	人権推進課
	人権意識啓発事業	・あかしヒューマンフェスタ 人権の大切さと人権に関する事業を知る機会として、市民が参画しやすい方策を検討する。 ・人権セミナー セミナーの中で多様な人権課題を取り上げ、市民が人権問題に触れ理解を深める機会をふやすことを目的としている。さまざまな市民が参加できるような工夫を図る。 ・人権啓発教材等 毎年作成する、市民向け人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等について、今日的な課題の啓発や市民が親しみの持てる工夫等を図る。	人権セミナーの参加呼びかけ等で新たな工夫を行い、幅広い市民への人権啓発が進みつつある。また、社会状況の変化等により生じる新たな人権課題をテーマにした講演を企画した。 ・あかしヒューマンフェスタ(H24以前は人権の集い)の実施状況 H23 参加者 600名 H24 参加者600名 H25 参加者1,050名 H26 参加者850名 H27 参加者600人 ・人権セミナーの実施状況 H23 5回 参加者422人 H24 5回 参加者439人 H25 3回 参加者295人 H26 3回 参加者312人 H27 2回 参加者170人 ・人権啓発教材として人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」を毎年度発行	多彩な内容の研修の場を設けたことで、家庭や地域、職場等で、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、思いやりの気持ちを持って接することの大切さが理解されつつある。社会情勢の変化に伴って多様化・複雑化していく人権課題について、市民が関心を持ち、学ぼうとする気持ちを醸成することにつながっている。	人権啓発活動や人権学習を市民自身による自主的な活動として広げていくために、地域における新たな担い手を育成していくことが課題である。	各種研修会等については、より多くの市民が参加しやすいように、開催方法や広報活動について工夫するとともに、魅力ある講師の選定を行うなど、さらなる充実を図る。	人権推進課
	厚生館事業	地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあった事業の取り組みを進める。	厚生館では、人権啓発の拠点施設として、人権研修会等において同和問題をテーマにした講演を実施したほか、「開かれた地域のセンター」として、体験事業等を通じたふれあい交流を推進した。あわせて、「地域のよろず相談所」として、住民相談にも積極的に対応した。このほか、啓発用の厚生館リーフレットの作成や、厚生館合同作品展、厚生館まつり等の機会にパネル展示等を行うなど、市民啓発に努めた。 厚生館利用人数 H23 66,131人 H24 63,425人 H25 63,110人 H26 67,544人 H27 67,000人	福祉の向上と人権啓発、住民交流の拠点として、市民ニーズに合った子どもや高齢者を対象とする体験型の学習機会やふれあい交流などに取り組むことで、お互いの理解やつながりが深まり、偏見や差別解消が図られてきている。	結婚問題や旧同和地区への居住に対する敬遠など、心理的差別が依然として根強く残っている。	同和問題に関する正しい理解が一層進み、依然として残る心理的差別の解消を図るため、効果的な市民啓発の手法等を検討しながら、すべての人々の人権が尊重されるための人権教育・啓発に発展させていく。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	人権教育研究事業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施する。	明石市人権教育研究協議会と連携し、明石市人権教育研究集會等の研究事業を実施し、人権課題の解消に努めた。 研究集會参加者数 H23 分科会 790人 H24 分科会 681人 H25 分科会 703人 H26 分科会 671人 H27 分科会 690人	具体的な実践事例をもとに討議を行うことにより、情報を共有するとともに、取り組みの深化・充実を図ることができた。	社会状況の変化等に伴い、新たに生じる人権課題に対応するための分科会構成の見直しを検討課題となっている。	明石市人権教育研究協議会との連携をさらに密にし、継続して事業を実施する。	人権推進課
	企業人権問題研修会	事業所内の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを進めるために実施している。今後は参加企業数の増加をめざすとともに、事業所内での人権研修の支援に努める。	明石市人権教育研究協議会企業部会と連携し、企業人権問題研修会を開催するとともに、講師派遣等を通じて各事業所内における人権研修の充実に努めた。 企業人権問題研修会参加者数 H23 37社 133人 H24 20社 114人 H25 22社 76人 H26 21社 65人 H27 23社 83人	各事業所において、人権教育や研修を担当する人に研修会への参加を呼びかけ、研修の成果を各事業所へ継承することができた。	研修会に参加する企業数と人数が減少傾向にあり、魅力ある研修テーマや講師の選定が課題である。また、各事業所において実施されている人権研修の適切な把握が課題となっている。	職場が人権研修の1つの重要な要素であることを踏まえ、引き続き各事業所における人権研修を支援するとともに、人権教育のリーダー育成の観点での研修会開催に努める。	人権推進課
	就労支援・雇用環境向上推進事業	公正採用の推進、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止、男女共同参画の推進、高齢者・若者・障害者雇用の促進、非正規・外国人労働者の権利擁護など企業内における人権課題に関する啓発を推進する。	企業向け人権啓発パンフレット等を関係施設に配布することにより啓発を行った。	企業等の人権を尊重する意識向上に寄与した。	特になし。	継続して取り組む。	商工労政課
2人権課題への取り組み ①女性	男女共同参画推進事業	・あかし男女共同参画センターの運営 男女共同参画社会実現のための拠点施設として、認知度を高め、さまざまな年齢や性別の市民の利用を促進する。 ・啓発事業等の実施 学習機会の提供や固定的役割分担意識の払拭のため、社会情勢に即した啓発講座の開催や情報誌等の発行に取り組む。 ・女性のための相談事業 「女性のための相談室」、再就職や起業を希望する女性のための「チャレンジ相談」、「法律相談」等により、総合的に女性を支援していく。	時代のニーズに応じた啓発講座の開催や情報誌の発行等を通じて、女性の人権尊重及び男女共同参画社会の実現へ向けた啓発に取り組んだ。 ・あかし男女共同参画センター会議室利用者数 H23 22,883件/H24 22,759件/H25 19,191件/H26 19,682件/H27 17,099件 ・男女共同参画推進講座の実施状況 H23 17講座/H24 20講座/H25 18講座/H26 14講座/H27 5講座 その他、「あかし男女共同参画フェスタ」を初めとする男女共同参画啓発事業委託やあかし男女共同参画プラン推進事業(市民企画)による啓発事業を毎年実施。 ・女性のための相談室 相談件数(電話・面合計) H23 1,436件/H24 1,174件/H25 1,101件/H26 1,138件/H27 962件 ・チャレンジ相談 相談件数 H23 37件/H24 30件/H25 45件/H26 60件/H27 60件 ・法律相談 相談件数 H23 32件/H24 36件/H25 27件/H26 28件/H27 31件 ・健康相談 相談件数 H23 31件/H24 65件/H25 38件/H26 33件/H27 10件 ・男女共同参画情報誌『きらめき』を毎年度2回発行	啓発事業について、社会で話題となっている関心の高いテーマを取り上げ男女共同参画の気づきへとつなげるなど工夫を図り、多くの市民に対し男女共同参画啓発及び情報の提供を行うことができた。 女性のための相談事業については、県や関係機関との連携による出前チャレンジ相談の実施や、セミナーとの同時開催による健康相談の実施等といった工夫により、相談機会の充実と支援の拡大を図ることができた。	講座等の参加者について、現役世代や若年層の利用が少ないことから、幅広い世代へ向けた啓発を進めることが課題である。	平成27年度、市民意識調査を通じて本市における男女共同参画意識の現状を把握するとともに、具体的な施策については次期実施計画を策定し、男女共同参画にかかる施策の着実な推進を図ります。 女性のための相談事業については今後も継続して取り組み、相談者のニーズに合った支援の充実に努めます。	男女共同参画課
	DV対策事業	明石市DV対策連絡会議を開催し、関係各課並びに明石市配偶者暴力相談支援センターや法テラスを初めとする関係機関との情報交換、対策の協議等を行うとともに、相談体制の整備とDV被害者の保護や自立に向けた支援に取り組む。 また、デートDV電話相談を実施するとともに、デートDVの未然防止のため市内高等学校・中学校への出前講座を実施する。	明石市DV対策連絡会議を定期的に開催するとともに、研修を実施することで、職員に対するDVへの理解を深め、二次被害を防止するための取組を実施した。 平成26年度には明石市配偶者暴力相談支援センターを設置した。 ・DV相談件数 H26 664件 H27 554件 ・デートDV電話相談の実施状況 H24 1件 H25 2件 H26 0件 H27 0件 ・デートDV出前講座の実施状況 H23 市内高校5校 H24 市内高校4校 中学校2校 H25 市内高校4校 H26 市内高校5校 中学校3校 H27 市内高校3校 中学校4校	平成26年度に明石市配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者にとっての身近な相談窓口として、相談や助言を初め、各種制度の情報提供、緊急時における安全確保、証明書発行など、自立に向けた支援に取り組むことができた。デートDVについては、市内中学校・高校への出前講座を継続的に実施することで、未然防止や拡大防止に取り組むことができた。	配偶者暴力相談支援センターにおいては、相談業務の多様化、緊急性が進んでいることから、関係機関の連携を密に図っていくことがますます必要となる。デートDV電話相談については相談件数が少なく、よりよい相談窓口のあり方を検討する必要がある。	配偶者暴力相談支援センターにおいては、引き続きDV被害者支援の身近な総合窓口として、庁内外の関係部署・機関との連携強化を図りながら、DV被害者の自立に向けた支援に取り組む。平成28年度は、学識経験者等によるDV対策検討委員会を設置し、センターの機能強化とDV被害者支援の充実を図る。女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、DVの根絶へ向けた市民に対する意識啓発の推進に取り組むとともに、若年層に対してはデートDV出前講座を引き続き実施し、デートDVの未然防止と拡大の防止に取り組む。	明石市配偶者暴力相談支援センター 男女共同参画課 他
	婦人相談・母子父子相談事業	婦人相談員兼母子・父子自立支援員による婦人相談、母子相談を実施する。	婦人相談員・母子父子自立支援員が女性の様々な相談に応じ、自立に向けた助言・指導を行った。 ・婦人相談件数(延べ件数) H23 798件 H24 881件 H25 869件 H26 1,128件 H27 1,000件 ・母子父子相談件数(延べ件数) H23 1,217件 H24 1,134件 H25 1,253件 H26 983件 H27 500件	女性が抱える悩みや不安、問題などに対し、関係機関との連携を図りながら、適切に対応することにより、心の回復や自立に向けた支援につながっている。	女性が抱える悩みや不安・課題は、ますます多様化、複雑化しており、自立に向けた継続的な支援が必要とされることから、関係機関との協力・連携の強化や相談員の専門性の向上が課題と考えている。	女性に関する様々な悩みや不安・課題を解決するため、関係機関との連携を図りながらより一層適切な支援に努めていく。	児童福祉課
	就労支援・雇用環境向上推進事業(女性向け)	ポスター等による育児休業制度や介護休業制度の普及啓発、企業内研修の推進等を通じて、人権尊重の視点からセクシュアル・ハラスメント防止、男女の公平な採用や労働条件等雇用環境の向上を図る。	企業向け人権啓発パンフレット等を関係施設に配布することにより啓発を行った。	企業等の人権を尊重する意識向上に寄与した。	特になし。	継続して取り組む。	商工労政課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	新あかし健康プラン21推進事業	市民みんなが健康でいきいきと暮らせるために、健康づくりについての普及啓発や情報提供などを推進する。	ホームページを活用した情報提供(ユーザー数) H24 12,227人 *H24年度から改編開設 H25 15,663人 H26 65,583人 H27 65,800人 地域の自治会や団体等に健康教育や健康相談を実施 ・健康教育 ・健康相談 H23 66回 10,117人 H23 27回1,549人 H24 70回 8,118人 H24 21回 666人 H25 61回 3,039人 H25 16回 436人 H26 52回 3,883人 H26 16回 446人 H27 50回 3,800人 H27 10回 380人 ○その他、「あかしヒューマンフェスタ」等の関係課・機関が開催する事業やイベント等にて広く啓発や情報提供を行っている。	関係課・機関の事業や地域のイベント等の様々な機会を活用して健康づくりについての啓発や情報提供を行うことで、生涯にわたる健康の保持・増進につながっている。	・健康情報が氾濫する中でも、正しい情報を伝える。 ・成年期や壮年期を中心とする健康づくりへの取り組みが二の次になりがちな年齢層へ推進する。	ホームページ等の広報媒体の活用と、関係課・機関との連携による推進をさらに充実していく。また、健康教育や健康相談は、展開方法を市民全体への広い実施からターゲットを絞った実施にしているため、今後も課題をふまえながら同様に取り組んでいく。	健康推進課
2人権課題への取り組み ②子ども	児童健全育成支援システム(こどもすこやかネット)事業	・虐待を受けた児童及び非行等問題行動のある青少年への支援 福祉・教育・医療・保健などの各分野の関係機関が連携し、即応性と実効性のある支援策を検討していく。 ・児童虐待防止および青少年の非行や犯罪防止に向けた啓発活動 オレンジリボンキャンペーン等の実施により市民の児童虐待防止への理解を広めていく。また、児童虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に向けた市民啓発や関係者への研修機会の拡充を図る。	会議の開催 ・代表者会議 年1回 ・支援策検討所長会議 年6回 ・支援策検討実務者会議 年12回 ・支援策検討定例実務者会議 年12回 ・地域サポート会議 年20回 研修 ・関係者向け研修を毎年実施 オレンジリボンキャンペーン ・オレンジリボンキャンペーン協賛企業・団体募集 子育て応援認定企業を含む市内87の企業・団体がオレンジリボン着用等を実施 ・公共施設に啓発ポスター掲示等を実施 ・天文科学館のオレンジリボン投射 ・神姫バスデジタルサイネージ、ケーブルテレビサイネージによる啓発 ・自治会及び市民団体向けに出前講座を実施 6か所 困難事例への支援 「こどもすこやかネットだより」を年2回発行	・「こどもすこやかネット」により、関係機関がネットワークを組んで支援を要する事例に対応し、状況の悪化を防いでいる。 ・オレンジリボンキャンペーンで幅広く児童虐待防止の啓発活動を行うことができた。	・要支援家庭の数が年々増加しており、課題も複雑・多様化しているため関係機関との連携を強化するとともに、地域ぐるみでの取り組みが必要である。	関係機関との連携や地域との協働を強化、推進しながら、児童虐待の予防的な取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
	子育て支援事業【再掲】	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援する。	子育て支援センターや子育て相談において、子どもの自尊感情を育むための関わり方について、助言等を行っている。 ・子育て支援センター市内6か所(内1か所は平成23年10月31日開設。)と移動プレイルーム7か所(1か所は平成25年4月、5か所は平成27年4月より実施)の利用状況及び子育て相談件数 H23 利用者87,411名 相談件数981件 H24 利用者101,394名 相談件数1,248件 H25 利用者103,372名 相談件数1,282件 H26 利用者103,698名 相談件数1,426件 H27 利用者105,512名 相談件数1,503件 ・上記の他にも、各種講座の開催、センターだよりやホームページによる情報提供を行い、子育て期の保護者への支援を通して、子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを進めている。また、市内28幼稚園区に親と子がともに育つ場を設ける子育て学習室事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て家庭ショートステイ事業等を実施している。	子育て支援センターや子育て相談を初め、講座の参加者等、広く利用者に、子どもの自尊感情を育むことが大切であるということが浸透してきている。	子育て支援センターや子育て相談等を利用せず、地域からも孤立している親子に対して、どのように支援できるかが課題である。	より多くの親子が利用しやすいように、ニーズを把握するとともに、広報活動について工夫しながら、さらなる子どもの健やかな成長のための取り組みについて充実を図る。	子育て支援課
	家庭児童相談事業	家庭において子どもを養育していくうえで、の悩みについて、家庭児童相談員による相談を行う。	家庭児童相談室において、子どもに対する悩みや心配事の相談に応じている。 相談件数 H23 768件 H24 780件 H25 874件 H26 898件 H27 1,045件 家庭児童相談室の充実を図るため、23年度より臨床心理士を配置している。(週3日) H23 年間136日 H24 年間139日 H25 年間139日 H26 年間130日 H27 年間145日	悩みに対し、相談、助言、指導することによって、子育てに関する様々な不安、負担感を軽減することにより、家庭における子どもたちの健やかな育ちに寄与している。	年々相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑化・多様化しているため、相談体制の強化を行う必要がある。	相談内容には、児童虐待に関することも多く含まれていることから、早期発見、早期対応のために充実を図る。	子育て支援課
	婦人相談・母子父子相談事業【再掲】	婦人相談員兼母子・父子自立支援員を設置し、婦人相談、母子父子相談を実施する。	婦人相談員・母子父子自立支援員が女性あるいは母子・父子家庭の様々な相談に応じ、自立に向けた助言・指導を行った。 ・婦人相談件数(延べ件数) H23 798件 H24 881件 H25 869件 H26 1,128件 H27 1,000件 ・母子父子相談件数(延べ件数) H23 1,217件 H24 1,134件 H25 1,253件 H26 983件 H27 500件	女性あるいは母子・父子家庭が抱える悩みや不安、問題などに対し、関係機関との連携を図りながら、適切に対応することにより、心の回復や自立に向けた支援につながっている。	女性あるいは母子・父子家庭が抱える悩みや不安・課題は、ますます多様化、複雑化しており、自立に向けた継続的な支援が必要とされることから、関係機関との協力・連携の強化や相談員の専門性の向上が課題と考えている。	女性あるいは母子・父子家庭に関する様々な悩みや不安・課題を解決するため、関係機関との連携を図りながらより一層適切な支援に努めていく。	児童福祉課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	こども養育支援事業	まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時におけるこどもの養育について、①相談体制の充実②参考書式の配布③関係機関との連携の観点から事業を実施する。	・こども養育専門相談 平成26年度26件 平成27年度(1月まで) 18件 ・明石市こども養育ネットワーク連絡会議 平成25～27年度に5回開催 ・参考書式・作成の手引を平成26年4月から、パンフレット・養育手帳を10月から配布 ・「親子交流サポート事業」として、平成26年10月から天文科学館を面会交流の場所に提供 ・「離婚後の子育てとこどもの気持ち」講座を平成27年1月に実施 参加者26名 ・「こどもふれあいキャンプ」を平成27年8月に実施 参加者10名	離婚時や別居時において、こどもの立場を尊重するように親の気づきを促し、相談や支援策を行うことにより、こどもへの支援につながったと考える。また、他の自治体からの問い合わせなども多く、本市の事業を参考に新たに支援を始める自治体も出てきた。	平成26年度より開始した事業であるので、市民への制度周知が重要と考えている。	こどもへの支援につながるよう、面会交流支援についてさらに施策を充実させていきたい。	市民相談室
	保育事業【再掲】	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊心を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進める。	・平成24年3月に【保育所保育課程】を策定し、その中の保育理念に、「子どもの命と人権を尊重し、さまざまな経験を通して生涯にわたる生きる力の基礎を培う」とする。【保育所保育課程】に基づき、保育指導計画を策定し、日々の保育の指標とする。 ・地域の幼稚園・小・中学校で構成する「校区ユニット」に積極的に参画し、地域内の連携を図る。 ・地域在住の在宅児童の児童の保育経験の実施として、民間保育所(園)は子育て支援ルームの実施や、公立・民間保育所(園)は、園庭開放や、子育て相談事業を実施する。	明石市において、保育所(園)を希望する児童が多く、利用率が年々増加の傾向である。	保育事業の量の確保・質の向上が大きな課題である。	質の向上にむけて、公立・民間が連携しあい、また他機関の連携がよりスムーズになるよう、情報の発信をこまやかにしたり、各事業を地域や市民にわかるよう、ホームページなどの工夫をしていきたい。	こども育成室
	人権・道徳教育研究事業【再掲】	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にすることを育み、他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化させる。	人権・道徳教育研究指定校として2～3校を指定し、人権・道徳教育の充実や工夫改善を図る研究を推進している。また、研究発表会を行い、研究成果を市内学校園に広く公開している。(研究指定校) H23 和坂小・二見小・江井島中 H24 二見小・江井島中 H25 朝霧小・大久保中 H26 朝霧小・大久保中・中崎小 H27 中崎小・鳥羽小・錦城中	・多くの教職員の参加により、研究成果を全市的なものとする中で、明石市の人権教育の活性化に結びついている。 ・教職員の人権感覚の高揚や児童生徒の自尊心、自己肯定感、他者理解の高まりに成果が見られる。	児童生徒の実態に応じた、さらなる指導方法の改善・工夫を積み重ねていく必要がある。	より具体的な研究をめざすために、人権教育と道徳教育に分けて指定を行い、それぞれのテーマに沿って研究を推進していく。また、カリキュラムの編成や授業交流等、小中連携を意識した研究を進める。	学校教育課 こども育成室
	特別支援教育	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	・各学校園において特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に係る委員会において支援のあり方を協議し、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している。 ・学校教育課主催の研修会を年18回程度実施、県教委主催の研修等の他の研修機会も活用し、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。 ・専門家を各学校園に派遣する巡回指導を実施し、個々のニーズに応じた助言や保護者相談等を行っている。 ・明石市地域自立支援協議会発達支援部会等を中心に関係機関との連携体制の整備を図っている。	・発達障害を初めとして、障害や支援方法に対する教職員の理解が進んでいる。 ・共同及び交流学习等によって、園児、児童生徒の障害に対する理解も進んでいるものと考えられる。 ・学校園からの広報や巡回指導等による保護者相談により保護者の理解も徐々にではあるが広がりがつつある。	・各学校園における支援体制や教職員の理解は進んできたと思われるが、まだ不十分な面もある。 ・交流及び共同学習を推進して、園児児童生徒の理解をさらに促進していく必要がある。 ・保護者を含め一般市民等への理解推進を図る必要がある。	平成26年3月に策定された「兵庫県特別支援教育第2次推進計画」に鑑み、インクルージブ教育システムを構築するために、今後も特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園における支援体制を整える。また、研修会や巡回指導を計画的に実施し、教職員の専門性の向上を図る。	学校教育課
	いじめ対策事業	・「いじめ防止月間」の設定 「いじめは絶対に許されない」という市民意識の定着に向け、「いじめ防止月間」を設定し、「いじめストップあかし」実践発表会」の開催やリーフレットの配付事業を行う。 ・「いじめストップあかし」こども会議」の開催 児童生徒自らが「いじめは絶対に許されない」という意識を深めていくために、各小中学校の代表者が取組の発表や意見交換を行う「いじめストップあかし」こども会議を開催する。 ・就学前児童への啓発 就学前児童に対し、相手を思いやる心を育む取組として「いじめ防止人形劇(ニコニコあかし)」を行う。 ・「いじめ問題への対応」マニュアルを改訂し、学校におけるいじめに対する未然防止・早期発見・対応を推進する。	いじめ防止の意識の高揚及びいじめ問題の解決のため、一般市民や児童・生徒、就学前児童を対象とした各種事業を実施した。 ・「いじめストップあかし」実践発表会」(H23以前は「いじめ防止啓発フォーラム」)の実施状況 H23 参加者268名 H24 参加者248名 H25 参加者320名 H26 参加者約500名 H27 参加者約250名 ・「いじめストップあかし」こども会議」の実施状況 H23 児童会・生徒会代表88名参加 H24 児童会・生徒会代表84名参加 H25 児童会・生徒会代表97名参加 H26 児童会・生徒会代表86名参加 H27 児童会・生徒会代表86名参加 ・「いじめ防止人形劇(ニコニコあかし)」の実施状況 H23 市立幼稚園14園(参加者1,410名) H24 市立幼稚園14園(参加者1,510名) H25 市立保育所6園+市立幼稚園14園(参加者1,931名) H26 市立保育所5園+市立幼稚園14園(参加者2,115名) H27 市立保育所6園+市立幼稚園14園(参加者2,100名) ・「いじめ問題への対応」マニュアルを平成26年12月に改訂した。	いじめ問題を広く市民に啓発するため、11月を「いじめ防止月間」と位置付け、「いじめストップあかし」実践発表会」(H23以前は「いじめ防止啓発フォーラム」)の開催や、啓発チラシの配付などを行うことにより、学校・家庭・地域が一体となり、いじめを許さない市民意識の高揚を図ってきている。また、「いじめストップあかし」こども会議」を開催し、全小中学校の児童会・生徒会の代表が主役となっていじめ根絶について話し合うことで、各学校での主体的な児童会・生徒会活動につながっている。さらに、就学前児童に対し、「いじめ・思いやり」をテーマにした人形劇を市立保育所・幼稚園で上演することで、「相手を思いやる心」を育てている。	スマートフォンやインターネットにつながる機器の普及に伴い、ネットを介したトラブルが小中学生の間で増えてきつつあります。これらのネットを介した「いじめ」問題に対しても、早期発見や未然防止が十分に図れるよう、「いじめストップあかし」こども会議」や「いじめストップあかし」実践発表会」において、ネットを通じて行われる「いじめ」に対する他校の取組を紹介し、各学校での効果的な取組につなげていくことが課題である。	いじめ問題に対しては、今後も未然防止・早期発見・即時対応を重視し、取組のさらなる充実を図る。また、保護者や児童生徒対象のネットトラブルの研修会等の実施を初めとした啓発活動の充実に取り組む。	児童生徒支援課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	いじめ相談事業	常勤の市職員である臨床心理士、社会福祉士及び弁護士の専門職と教育委員会が相互に連携していじめ問題に総合的に取り組み、早期かつ継続的な支援を行うため、市の総合的な相談窓口である市民相談室に「いじめ・体罰総合相談窓口」を設置し、相談を受け付ける。	平成25年5月15日「いじめ総合相談窓口」開設 平成25年9月2日「いじめ・体罰総合相談窓口」に変更  平成25年度 9件 平成26年度 9件 平成27年度 9件	個々の相談状況に合わせて、教育委員会とも連携し、対応している。	問題の解決に向けては、他職種や複数の部署が連携して支援にあたる必要があるとあり、状況に応じた連携のとり方が課題である。また市民への窓口の周知も課題である。	今後も、いじめや体罰に悩む子どもと親に必要な支援ができるよう、相談窓口を継続していく。	市民相談室
	「ネットいじめ」未然防止・早期発見等のための研修会	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者等を対象にした研修会を開催します。	市内各小中学校PTA会長の申し込みにより、「ネットトラブル防止のためのPTA研修会」を開催しました。 同研修会の実施状況 H23 実施校 9校 参加者 753名 H24 実施校 3校 参加者 107名 H25 実施校10校 参加者 1,415名 H26 実施校15校 参加者 2,894名 H27 実施校 5校 参加者 2,262名	子どもを取り巻くネット環境は日々変化しています。そのような中で、ネットいじめの現状を知ったり、犯罪者から子どもを守ったりするために、保護者が最新の知識を得ることにつながっています。	研修会の開催を平日の日中に行っていることから、参加する保護者数が少ないという状況があります。開催時間帯の工夫を図る必要があります。	学校へのPRを徹底しながら、PTAと連携すること、魅力ある講師を招聘することなど、さらなる充実を図ります。	児童生徒支援課
	不登校対策事業	・「ストップ不登校あかし」 不登校の未然防止、早期対応のため、「ストップ不登校あかし」のシステムの定着と活用を進める。 ・適応教室の開設 「もくせい教室」及び「もくせいサテライト教室」を開設し、不登校生の再登校支援を行う。	「ストップ不登校あかし」のシステムを十分に活用するために、管理職・不登校担当教員を対象として研修会を実施しました。 同研修会の実施状況 H23 参加者 268名 H24 参加者 214名 H25 参加者 204名 H26 参加者 188名 H27 参加者 193名 「もくせい教室」「もくせいサテライト教室」においては、不登校児童生徒に対して、自主学習や体験活動を通して、学校復帰に向けた支援を行っています。 「もくせい教室」通所者 H23 参加者 14名 H24 参加者 16名 H25 参加者 13名 H26 参加者 19名 H27 参加者 26名 「もくせいサテライト教室」実施状況 H23 10回実施 延べ参加者 96名 H24 8回実施 延べ参加者 65名 H25 9回実施 延べ参加者 47名 H26 9回実施 延べ参加者 98名 H27 9回実施 延べ参加者 121名	不登校児童生徒数は減少傾向にあります。 H23 370名 H24 372名 H25 354名 H26 342名 H27 308名(平成28年1月現在)	発達障がいや、家庭の教育支援の弱さが原因と思われる不登校の事例等に対して、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の関わりを充実させなければならないと考えます。	現在、市適応教室は中崎小学校内にあるため、西部の小中学校の児童生徒が通所ににくい現状があります。そこで、平成28年度より二見小学校内にも新たに設置します。	児童生徒支援課
	青少年育成センター運営事業	明石市青少年補導委員会や地区青少年愛護協議会などの地域団体との連携のもとに、補導活動、相談活動、広報啓発活動等を行うとともに、個々の問題行動に対して、助言や支援を行う。	補導活動回数 H23 1,271回 ・ H24 1,270回 ・ H27 1,105回 H25 1,269回 ・ H26 1,113回 相談件数 H23 334件 ・ H24 430件 ・ H27 713件 H25 594件 ・ H26 554件 広報啓発活動 H23「非行防止啓発うちわ、ティッシュ」の配布(明石駅周辺:8月3日) 「ストップ! 青少年非行」横断幕掲示(7月1日～8月31日) H24「非行防止啓発うちわ、ティッシュ」の配布(山陽電車西二見駅周辺:8月2日) 「ストップ! 青少年非行」横断幕掲示(7月1日～8月31日) 「万引き防止ステッカー」の配布 「サイバーパトロール実施中」の幟の設置 H25「非行防止啓発うちわ、ティッシュ」の配布(JR土山駅周辺:7月30日) 「ストップ! 青少年非行」横断幕掲示(7月1日～8月31日) 「万引き防止ステッカー」の配布 H26「非行防止啓発うちわ」の配布(明石駅周辺:7月31日) 「ストップ! 青少年非行」横断幕掲示(7月1日～8月31日) 「青少年非行防止」リーフレット配布 H27「非行防止啓発ウェットティッシュ」の配布(明石市役所周辺等:7月30日) 「ストップ! 青少年非行」横断幕掲示(7月1日～8月31日) 「青少年非行防止」リーフレット配布	補導活動や広報啓発活動の成果として、小中学生の問題行動は減少傾向にある。 平成27年度の問題行動件数は903件(1月末現在)で、平成26年度同時期の1,162件と比較して、259件減(-22.3%)となっている。  相談件数は平成27年度1月末時点で、平成26年度の年間総件数を上回っており、その需要は大変高い傾向にある。	スマートフォンやインターネットにつながる機器の普及に伴い、ネットを介したトラブルが小中学生の間で増えてきつつある。また、問題行動の件数は減少傾向であるものの、低年齢化が進んでいる。  中央こども家庭センターや警察等の関係機関と連携が必要な事案が増加している。  社会情勢や家庭環境の変化により、相談内容が複雑化している。	児童生徒支援課に配属されているSSW(スクールソーシャルワーカー)を活用し、関係機関との連携をさらに図っている。  問題行動を抱えている子どもたちの背景に迫り問題解決を図るため、積極的にSC(スクールカウンセラー)の活用を進めていく。	児童生徒支援課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課																																																							
	障害児等支援事業	発達支援センターでは、発達が気になる子どもの相談支援を実施する。児童発達支援センター「ゆりかご園」「あおぞら園」児童発達支援事業「きらきら」では、就学前の障害児等への自立に向けた療育を実施する。また、「ゆりかご園」では、卒退園児等を対象に理学療法等の外来訓練も実施する。	<p>・発達支援センター</p> <table border="1"> <tr> <td>(H23)</td> <td>(H24)</td> <td>(H25)</td> <td>(H26)</td> <td>(H27)</td> </tr> <tr> <td>面談件数 910件</td> <td>1,151件</td> <td>1,226件</td> <td>1,110件</td> <td>1,200件</td> </tr> <tr> <td>巡回件数 68回</td> <td>75回</td> <td>120回</td> <td>91回</td> <td>140回</td> </tr> </table> <p>・ゆりかご園(定員40人)</p> <table border="1"> <tr> <td>(H23)</td> <td>(H24)</td> <td>(H25)</td> <td>(H26)</td> <td>(H27)</td> </tr> <tr> <td>利用延人数 2,921人</td> <td>2,542人</td> <td>2,690人</td> <td>2,575人</td> <td>2,600人</td> </tr> <tr> <td>訓練延人数 2,536人</td> <td>2,395人</td> <td>2,616人</td> <td>2,443人</td> <td>2,500人</td> </tr> </table> <p>【外来治療】</p> <table border="1"> <tr> <td>登録人数 114人</td> <td>103人</td> <td>158人</td> <td>165人</td> <td>176人</td> </tr> <tr> <td>訓練延人数 1,779人</td> <td>1,963人</td> <td>2,114人</td> <td>2,012人</td> <td>2,100人</td> </tr> </table> <p>・あおぞら園(定員30人)</p> <table border="1"> <tr> <td>(H23)</td> <td>(H24)</td> <td>(H25)</td> <td>(H26)</td> <td>(H27)</td> </tr> <tr> <td>利用延人数 7,148人</td> <td>7,102人</td> <td>7,119人</td> <td>7,206人</td> <td>7,000人</td> </tr> </table> <p>・きらきら(定員10人)</p> <table border="1"> <tr> <td>利用延人数 2,607人</td> <td>1,783人</td> <td>1,707人</td> <td>1,956人</td> <td>1,600人</td> </tr> </table> <p>※きらきらは平成24年度からサービス提供時間を2時間から4時間に変更</p>	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	面談件数 910件	1,151件	1,226件	1,110件	1,200件	巡回件数 68回	75回	120回	91回	140回	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	利用延人数 2,921人	2,542人	2,690人	2,575人	2,600人	訓練延人数 2,536人	2,395人	2,616人	2,443人	2,500人	登録人数 114人	103人	158人	165人	176人	訓練延人数 1,779人	1,963人	2,114人	2,012人	2,100人	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	利用延人数 7,148人	7,102人	7,119人	7,206人	7,000人	利用延人数 2,607人	1,783人	1,707人	1,956人	1,600人	<p>・発達支援センター</p> <p>個別面談・巡回相談を通してケースに応じた助言や情報提供、支援関係機関への円滑な橋渡しを行うなど連携を密にした具体的なサポート体制が充実してきた。</p> <p>・ゆりかご園</p> <p>契約園児については、年度による大きな差はなく、概ね予定通り実施している。</p> <p>・あおぞら園、きらきら</p> <p>保護者アンケート等において概ね良好な結果が得られ、利用者ニーズに対応した療育が行われている。</p>	<p>・発達支援センター</p> <p>相談支援事業所やその他の機関が増える中で市立発達支援センターの位置づけ及び関係機関との連携方策の検討が課題となっている。</p> <p>・ゆりかご園</p> <p>外来訓練については卒退園児が利用するため年々増え続ける傾向にあり、今後の対応を検討する必要がある。</p> <p>・あおぞら園・きらきら</p> <p>利用ニーズに沿った事業展開の検討が必要となっている。</p>	<p>・発達支援センター</p> <p>相談業務を基礎としながらライフステージを通じた発達支援を支える仕組みづくりを行っていく。</p> <p>・ゆりかご園、あおぞら園、きらきら</p> <p>平成25年度にゆりかご園は医療型児童発達支援センター、あおぞら園は児童発達支援センターの本指定を受け、平成26年度よりセンターの地域支援機能である保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を開始したところである。今後も引き続きそれら地域支援機能のさらなる充実を図る。</p>	発達支援課
(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)																																																										
面談件数 910件	1,151件	1,226件	1,110件	1,200件																																																										
巡回件数 68回	75回	120回	91回	140回																																																										
(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)																																																										
利用延人数 2,921人	2,542人	2,690人	2,575人	2,600人																																																										
訓練延人数 2,536人	2,395人	2,616人	2,443人	2,500人																																																										
登録人数 114人	103人	158人	165人	176人																																																										
訓練延人数 1,779人	1,963人	2,114人	2,012人	2,100人																																																										
(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)																																																										
利用延人数 7,148人	7,102人	7,119人	7,206人	7,000人																																																										
利用延人数 2,607人	1,783人	1,707人	1,956人	1,600人																																																										
	発達障害児巡回訪問(おひさま訪問)事業	保育所や放課後児童クラブなどにおいて、保健師や臨床心理士等の専門職による巡回相談を行い、気になる子どもの観察方法や関わり方、保育等に対する助言を通して、現場の保育士や指導員等への支援を実施する。	<p>・おひさま訪問の実施状況</p> <p>H23 42回(保育所22回、放課後児童クラブ等20回)</p> <p>H24 47回(保育所29回、放課後児童クラブ等18回)</p> <p>H25 37回(保育所17回、放課後児童クラブ等20回)</p> <p>H26 40回(保育所14回、放課後児童クラブ等26回)</p> <p>H27 30回(保育所13回、放課後児童クラブ等17回)</p>	種々の機会を捉えて周知を図ってきたことから事業自体の趣旨は理解されてきた。	おひさま訪問希望の保育所等にばらつきがあり、依頼のない保育所や放課後児童クラブへの周知が不足しているのが課題となっている。	おひさま訪問の継続実施のほか、保育所や幼稚園、放課後児童クラブの支援者を対象に実施している研修会や講座を通じて気になる子どもへの支援に努めていく。	発達支援課																																																							
	福祉学習	心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図るため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	<p>市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行った。(実施状況)</p> <p>H23 21回、2,272人参加 H24 21回、2,253人参加</p> <p>H25 33回、3,859人参加 H26 25回、2,664人参加</p> <p>H27 30回、3,816人参加</p>	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。また、この体験が大人になってもしっかりと頭の片隅に残っている。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけていますが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。また、幼稚園の親子体験などができるような方法も考えていく。	明石市社会福祉協議会																																																							
2人権課題への取り組み ③高齢者	明石市高齢者虐待防止委員会の開催	高齢者虐待の関係機関からなる委員会を継続的に開催し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、市民に対する高齢者虐待に関する広報・啓発活動を行う。	<p>○高齢者虐待防止委員会</p> <p>H23 5回開催 H24 5回開催</p> <p>H25 5回開催 H26 3回開催 ※事前打合せ会議 5回</p> <p>H27 3回開催</p> <p>参加者: 医師会・歯科医師会・薬剤師会・法律関係機関・警察・健康福祉事務所・社協・行政等</p> <p>参加人数: 委員21名・オブザーバー8～10名・事務局2名</p> <p>○緊急コア会議</p> <p>回数: 年1～2回</p> <p>参加者: 医療関係者・法律関係者・行政・包括支援センター等</p> <p>参加人数: 約10名</p> <p>H27 2回開催</p> <p>○高齢者虐待防止研修会開催</p> <p>回数: 毎年1年に1回実施</p> <p>参加者: 保健医療福祉関係者・民生児童委員・施設職員・行政職員等</p> <p>参加人数: 80～120名</p>	高齢者虐待防止の関係機関からなる委員会を継続的に開催することで、虐待の事例、課題や解決方法等を関係機関で共有化されるとともに、高齢者虐待防止に向けた取組体制の整備を進めることができた。また広報・啓発活動を行うことによって、早期発見及び早期対応ができた。平成27年度、高齢者虐待防止委員会主催で情報交換会を実施し、障害者虐待、児童虐待、DV対応機関等による多職種連携を促進した。	虐待者と被虐待者の保護分離における問題や、他法との連携・強化を図ること、認知症高齢者への理解及び養護者支援等の課題がある。今後も幅広く広報・啓発活動を行っていく。	今後も継続的に実施していく。	高年介護室																																																							
	介護保険制度、介護相談員の制度の充実	ふれあい介護相談員事業の実施 一定の研修を受講した者をふれあい介護相談員として登録し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者グループホームの施設に月4回程度派遣して、利用者の権利を擁護するとともに、介護サービスに係る苦情に至る事態の未然防止に努め、介護サービスの質的な向上を図る。	<p>・ふれあい介護相談員訪問回数(延べ)</p> <p>H23 684回 H24 693回 H25 834回</p> <p>H26 976回 H27 920回</p>	ふれあい介護相談員が施設を訪問し利用者の話を傾聴することで不安感などを取り除いたり、利用者が施設に伝えられない要望等について、相談員が施設との仲立ちをして、問題解決や納得を図っている。また、相談員が気付いたことを施設に伝えることにより、施設で習慣的に見過ごされていたことが改善され、サービスの質の向上につながっている。	今後、ますます訪問対象となる施設の増加が見込まれるため、施設数に対応したふれあい介護相談員の確保が必要となってくる。	利用者の権利擁護や介護サービスの質的向上を図るための有効な事業として、今後も継続していく。	高年介護室																																																							
	権利擁護事業	高齢者虐待や消費者被害、金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた高齢者が、地域において尊厳ある生活が送れるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行う。	<p>地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、権利擁護事業として相談を受けている。</p> <p>H23 2,254件 H24 2,044件</p> <p>H25 2,481件 H26 2,663件</p> <p>H27 2,700件</p>	関係する機関と連携しながら、個別対応を実施している	独居高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、継続的な事業の実施が必要である。	地域包括支援センターにおいて、継続的に権利擁護事業を実施し、相談を受けていく。	高年介護室																																																							

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	訪問相談事業	高齢のため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図る。	H24 14件 H25 12件 H26 12件 H27 10件	高齢のため外出困難な市民が、自宅等で相談することで、その悩みや抱えている様々な問題を解決する手助けをしている。	高齢のため外出困難な市民や、当事者を取り巻く周囲の方々の理解を深め、制度を活かしていくことが重要と考えている。	引き続き、高齢のため外出困難な市民を取り巻く方々の理解を深め、制度を活かすべく努めていきたい。	市民相談室
	高齢者生きがい推進事業	高齢者への学習、趣味、教養活動機会、スポーツ体験機会の提供、高齢者の社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の充実に努める。	明石市高年クラブ連合会及び単位高年クラブへの助成や、(一社)明石市シルバー人材センターへの支援を行った。 高年クラブ会員数(各年度4月1日現在の実人数) H23 11,417人 H24 10,877人 H27 10,178人 H25 10,530人 H26 10,206人 シルバー人材センター会員数(各年度3月31日現在の実人数) H23 1,105人 H24 1,235人 H27 1,340人 H25 1,247人 H26 1,297人	高年クラブが行う子育て支援・高齢者見守り活動や健康体操等の実施・普及促進活動など多様な社会活動に対し助成することで、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに寄与した。また、(一社)明石市シルバー人材センターへの財政的支援を通じて、高齢者の社会参加の促進及び地域の高齢者の就業に結びつけた。	高年クラブについては、子育て支援活動、高齢者見守り活動、環境美化活動、防犯活動など地域貢献活動の担い手であるが、会員数が減少傾向であることが課題である。	「元気高齢者は地域活動の担い手に」という観点から、今後も高齢者の生きがい等を促進する事業を継続していく。	高年介護室
	福祉のまちづくり推進事業(バリアフリーの整備)	多数の方が利用し、主として高齢者等の利用が見込まれる建築物において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	指導及び助言の実施状況 H23 4件(届出総数46件) H24 9件(届出総数27件) H25 9件(届出総数38件) H26 14件(届出総数42件) H27 7件(届出総数24件)	届出により、高齢者等にとって住みやすいまちづくりに貢献している。	不適合建築物を減少させる必要がある。	適合建築物を増やすため、指導及び助言に努める。	建築安全課
	就労支援・雇用環境向上推進事業(高齢者向け)	高齢者の就労支援として、継続雇用制度等の啓発を行う。	企業向け人権啓発パンフレット等を関係施設に配布することにより、継続雇用制度の啓発を行った。	企業等の人権を尊重する意識向上に寄与した。	特になし。	継続して取り組む。	商工労政課
	後見支援センター	契約や財産管理が困難になるなど判断能力が十分でない障害者等を支援するため、明石市後見支援センターの設置に向けて準備を行う。	明石市における今後の後見制度のあり方を検討することを目的に、関係機関とのより一層の情報共有や連携を図り、後見制度全般やそれぞれが直面している問題などについて意見交換を行う、「明石市後見制度支援連絡協議会」を平成25年9月に設置し、平成25年度から平成26年度にかけて4回開催した。 第1回 平成25年11月18日(月) 第2回 平成26年2月13日(木) 第3回 平成26年5月16日(金) 第4回 平成27年1月15日(木)	平成25年度には、先進地である東京都品川区社会福祉協議会及び世田谷区社会福祉協議会を視察するとともに、神戸家庭裁判所明石支部を含めた関係機関と2回の意見交換会を行い、課題を整理した。第3回では、新たなシステム確立に向けて、今後の方向性と関係機関との連携イメージを確認した。第4回では、明石市後見支援センター設立に向けた素案を提示し、新年度からの運用と協力体制について了承を得た。	・地域における後見制度支援の担い手である市民後見人の養成 ・未成年者の後見相談支援体制の整備 ・一般社団法人等の法人後見の受任機関の設立	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。今後も相談支援体制の充実に努める。	福祉総務課
	日常生活自立支援事業	在宅で生活されている判断能力に不安のある認知症や知的・精神障害のある方で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行う。(兵庫県社会福祉協議会の受託事業)	明石市社会福祉協議会の生活支援員が、利用者に対して定期的に訪問し日常生活の自立支援に結びつけている。 (実施状況) H23:43世帯 1,458回訪問 H24:36世帯 1,298回訪問 H25:45世帯 1,490回訪問 H26:50世帯 1,509回訪問 H27:64世帯 1,700回訪問	在宅で生活されている判断能力に不安のある知的・精神障害者に対して、生活支援員が定期的に金銭等をお届けすることで、生活変化の察知や見守り機能を果たし、利用者の生活リズムの確保と精神的安定に繋がっている。	・金銭管理の効率的かつ効果的な事業運営の在り方について精査が必要である。 ・新規相談待機者の解消や生活支援員の体制整備の検討が課題である。	・明石市後見支援センターにおける、総合かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、成年後見制度と日常生活自立支援事業との一体的な相談支援を実施していく。	明石市社会福祉協議会
	福祉学習【再掲】	高齢者に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行った。 (実施状況) H23 21回、2,272人参加 H24 21回、2,253人参加 H25 33回、3,859人参加 H26 25回、2,664人参加 H27 30回、3,816人参加	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。 また、この体験が大人になってもしっかりと頭の片隅に残っている。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけていますが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。また、幼稚園の親子体験などができるような方法も考えていく。	明石市社会福祉協議会
	ユニバーサル視点を生かした広報	高齢者にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	広報あかしについては、平成24年5月からユニバーサルフォントを使用している	ユニバーサルフォントを使用することで文字が読みやすくなった。	誰もが読みやすく、分かりやすい広報紙作りに努める。	継続してユニバーサルフォントを使用する。	広報課
2人権課題への取り組み ④障害のある人	地域自立支援協議会	障害者計画及び障害福祉計画の策定に係る審議及び計画に基づく取組の検証等を行う。また、地域の関係機関等による連携及び支援の体制の構築について協議を行っていく。	・明石市地域自立支援協議会の開催状況 H23 全体会3回 部会等20回 H24 全体会2回 部会等20回 H25 全体会4回 運営会議4回 部会等26回 H26 全体会3回 運営会議4回 部会等51回 H27 全体会3回 運営会議4回 部会等55回	計画策定にかかる審議等を行い、平成24年3月に障害福祉計画(第3期)、平成26年3月に第4次障害者計画、平成27年3月に障害福祉計画(第4期)を策定している。また、専門部会や専門部会に設置したワーキンググループを充実させ、地域の関係機関等による連携及び支援体制の構築について協議を行っている。	専門部会やワーキンググループで吸い上げられた地域の課題について、その課題を解決するための協議のあり方について検討が必要になっている。	関係機関等による連携及び支援体制を構築するため、平成26年度から専門部会を「くらし部会」「しごと部会」「こども部会」へと再編成し、ワーキンググループについても充実を図ってきた。引き続き、さらなる充実を図るとともに、専門部会等で協議された地域の課題を全体会で協議し、計画策定への反映を図る。	障害福祉課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	基幹相談支援センター	障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害など)を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応していく。また、地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者間の調整及び支援などを図っていく。	・基幹相談支援センター 平成24年10月から明石市社会福祉協議会へ運営委託し、開設しています。 H24 来所相談275件 電話相談1,044件 訪問相談247件 関係機関訪問377件 H25 来所相談410件 電話相談1,326件 訪問相談485件 関係機関訪問1,401件 H26 来所相談481件 電話相談2,128件 訪問相談527件 関係機関連携2,903件 H27 来所相談400件 電話相談1,800件 訪問相談500件 関係機関連携3,000件	障害の種別を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応している。また、市内の相談支援事業所や各関係機関との連携強化を図り、地域における相談支援の拠点としての役割を担いつつある。	障害者やその家族の高齢化に対応する相談支援体制の整備が今後ますます重要になっている。また、地域における相談支援の拠点として、新たな相談支援事業所への支援や、地域の事業所等との連携強化に引き続き取り組む。	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。また、「障害者差別解消法」及び「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」の施行に伴い、平成28年4月から障害を理由とする差別に関する相談にも対応する。	障害福祉課
	障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報や届出の受理、虐待を受けた障害者のための相談や指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。また、虐待通報には24時間365日対応する。	・障害者虐待防止センター 平成24年10月から明石市社会福祉協議会へ運営委託し、開設している。 H24 通報相談3件 うち事実確認調査3件 H25 通報相談16件 うち事実確認調査13件 H26 通報相談15件 うち事実確認調査14件 H27 通報相談23件 うち事実確認調査16件	虐待通報については、休日等の時間外についても携帯電話を活用することで、24時間365日の対応を行っている。また、虐待担当及び地区担当等の共働による支援を行っている。	福祉ニーズが多様化、複合化していく中で、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していくために、障害者だけでなく高齢者等を含めた虐待防止や成年後見制度などの権利擁護事業を展開する必要がある。	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。今後も相談支援体制の充実に努める。	障害福祉課
	障害者就労支援事業	明石市障害者就労・生活支援センターの運営委託により、一般・福祉就労への就労相談、就労後のフォロー、職場定着のための生活支援など、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を提供する。また、市役所内福祉コンビニや市役所内作業所「時のわらし」の運営支援を継続し、障害者の就労の場の確保に努める。	・明石市障害者就労・生活支援センター 社会福祉法人明桜会へ事業委託しています。 H23 登録者数129人 相談・支援2,510件 障害者を雇用する企業への支援235件 H24 登録者数150人 相談・支援2,150件 障害者を雇用する企業への支援294件 H25 登録者数172人 相談・支援2,286件 障害者を雇用する企業への支援293件 H26 登録者数206人 相談・支援2,243件 障害者を雇用する企業への支援382件 H27 登録者数230人 相談・支援2,300件 障害者を雇用する企業への支援400件 ・市役所内福祉コンビニ (株)セブン-イレブン・ジャパンと協定書を交わし、障害者を常勤換算で1名以上雇用するとともに、市内障害者作業所等の授産品の販売等も行っています。 ・市役所内作業所「時のわらし」 明石障がい者地域ケアネットワーク(135Eネット)へ運営委託しています。 H23 作業件数1,322件 H24 作業件数1,338件 H25 作業件数1,633件 H26 作業件数1,963件 H27 作業件数2,100件	明石市障害者就労・生活支援センターにおいては、就労相談や就職活動の支援、そして働き続けるための定着支援や就労に伴う日常生活上の支援など、障害者の働きたい気持ちを専門の相談員がサポートしている。また、事業主の方の相談にも応じ、関係機関と連携して対応している。また、平成27年度に精神障害者の就労相談に対応するため、相談員を1名増員した。 市役所内福祉コンビニにおいては、新たな障害者雇用モデルを市として発信することができ、障害者作業所等の授産品を販売することができている。 市役所内作業所においては、作業を行う障害者が、10名から15名へと増員となり、市役所の多様な業務を多数請け負うようになっている。	平成30年4月から障害者の法定雇用率に、新たに精神障害者も対象になることから、精神障害者への支援ニーズが高まりつつある。	障害特性に応じて、専門性を活かした就労支援に引き続き取り組む。	障害福祉課
	後見支援センター	契約や財産管理が困難になるなど判断能力が十分でない障害者等を支援するため、明石市後見支援センターの設置に向けて準備を行う。	明石市における今後の後見制度のあり方を検討することを目的に、関係機関とのより一層の情報共有や連携を図り、後見制度全般やそれぞれが直面している問題などについて意見交換を行う、「明石市後見制度支援連絡協議会」を平成25年9月に設置し、平成25年度から平成26年度にかけて4回開催した。 第1回 平成25年11月18日(月) 第2回 平成26年2月13日(木) 第3回 平成26年5月16日(金) 第4回 平成27年1月15日(木)	平成25年度には、先進地である東京都品川区社会福祉協議会及び世田谷区社会福祉協議会を視察するとともに、神戸家庭裁判所明石支部を含めた関係機関と2回の意見交換会を行い、課題を整理した。第3回では、新たなシステム確立に向けて、今後の方向性と関係機関との連携イメージを確認した。第4回では、明石市後見支援センター設立に向けた素案を提示し、新年度からの運用と協力体制について了承を得た。	・地域における後見制度支援の担い手である市民後見人の養成 ・未成年者の後見相談支援体制の整備 ・一般社団法人等の法人後見の受任機関の設立	平成27年4月から、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、明石市後見支援センター、(東部)地域包括支援センターの3センターを、明石市立総合福祉センター内に集約し、障害者・高齢者の総合相談窓口として相談・支援を連携して行っている。今後も相談支援体制の充実に努める。	福祉総務課
	訪問相談事業	心身の障害などのため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図る。	H24 14件 H25 12件 H26 12件 H27 10件	心身の障害のため外出困難な市民が、自宅等で相談することで、その悩みや抱えている様々な問題を解決する手助けをしている。	心身の障害のため外出困難な市民や、当事者を取り巻く周囲の方々の理解を深め、制度を活かしていくことが重要と考えている。	引き続き、心身の障害のため外出困難な市民を取り巻く方々の理解を深め、制度を活かすべく努めていきたい。	市民相談室

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	障害者支援事業	明石市立木の根学園の管理運営について、高度な専門性と豊富な経験を有する社会福祉法人を指定管理者とし、さらなる利用者サービスの向上などを図っていく。	・木の根学園(ひまわり工房・たんぽぽ工房) 平成24年度から、民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を活用し、継続的に安定した運営を図るため、指定管理者制度を導入している。 指定管理者:社会福祉法人明桜会	民間事業者の専門性を活かして、利用者サービスの向上を図っている。また、平成24年度から平成28年度にかけて、年次的に各工房10人(計20人)の定員増を行うとともに、年16回程度の土曜日開園も行っている。 また、緊急時の一時預かりや、障害者の家族の介護負担の軽減を目的として、短期入所施設を平成28年4月に開設する。	施設利用者の安全対策等のため、擁壁等を含む施設及び設備の老朽化による改修が課題になっている。	老朽化による施設の改修等を順次行うとともに、擁壁の亀裂等については、毎月の定点チェック等により安全確認を行っている。	障害福祉課
	福祉のまちづくり推進事業(バリアフリーの整備) 【再掲】	多数の方が利用し、主として障害者等の利用が見込まれる建築物において、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を促進するため、県の福祉のまちづくり条例に適合していない届出対象建築物について、必要な指導又は助言を行う。	指導及び助言の実施状況 H23 4件(届出総数46件) H24 9件(届出総数27件) H25 9件(届出総数38件) H26 14件(届出総数42件) H27 7件(届出総数24件)	届出により、障害者等にとって住みやすいまちづくりに貢献している。	不適合建築物を減少させる必要がある。	適合建築物を増やすため、指導及び助言に努める。	建築安全課
	ユニバーサル視点を生かした広報 【再掲】	障害のある人にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	ホームページについては、ウェブアクセシビリティの観点から音声の読み上げや文字の拡大などができる閲覧支援ソフトを導入した。	総務省ウェブアクセシビリティガイドライン等級Aに準拠した。	ホームページ作成担当者へアクセシビリティに準拠したページを作成するよう働きかける。	継続してアクセシビリティに準拠したページ作りを行う。	広報課
	特別支援教育【再掲】	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進する。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努める。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努める。	・各学校園において特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に係る委員会において支援のあり方を協議し、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している。 ・学校教育課主催の研修会を年18回程度実施、県教委主催の研修等の他の研修機会も活用し、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図る。 ・専門家を各学校園に派遣する巡回指導を実施し、個々のニーズに応じた助言や保護者相談等を行っている。 ・明石市地域自立支援協議会発達支援部会等を中心に関係機関との連携体制の整備を図っている。	・発達障害を初めとして、障害や支援方法に対する教職員の理解が進んでいる。 ・共同及び交流学习等によって、園児、児童生徒の障害に対する理解も進んでいるものと考えられる。 ・学校園からの広報や巡回指導等による保護者相談により保護者の理解も徐々にではあるが広がりがつつある。	・各学校園における支援体制や教職員の理解は進んできたと思われるが、まだ不十分な面もある。 ・交流及び共同学習を推進して、園児児童生徒の理解をさらに促進していく必要がある。 ・保護者を含め一般市民等への理解推進を図る必要がある。	平成26年3月に策定された「兵庫県特別支援教育第2次推進計画」に鑑み、インクルーシブ教育システムを構築するために、今後も特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園における支援体制を整える。また、研修会や巡回指導を計画的に実施し、教職員の専門性の向上を図る。	学校教育課
	日常生活自立支援事業 【再掲】	在宅で生活されている判断能力に不安のある認知症や知的・精神障害のある方で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行う。(兵庫県社会福祉協議会の受託事業)	明石市社会福祉協議会の生活支援員が、利用者に対して定期的に訪問し日常生活の自立支援に結びつけている。 (実施状況) H23:43世帯 1,458回訪問 H24:36世帯 1,298回訪問 H25:45世帯 1,490回訪問 H26:50世帯 1,509回訪問 H27:64世帯 1,700回訪問	在宅で生活されている判断能力に不安のある知的・精神障害者に対して、生活支援員が定期的に金銭等をお届けすることで、生活変化の察知や見守り機能を果たし、利用者の生活リズムの確保と精神的安定に繋がっている。	・金銭管理の効率的かつ効果的な事業運営の在り方について精査が必要である。 ・新規相談待機者の解消や生活支援員の体制整備の検討が課題である。	・明石市後見支援センターにおける、総合的かつ積極的な権利擁護の推進理念のもと、成年後見制度と日常生活自立支援事業との一体的な相談支援を実施していく。	明石市社会福祉協議会
	福祉学習 【再掲】	障害のある人に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行う。	市内の小・中・高等学校の児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行った。 (実施状況) H23 21回、2,272人参加 H24 21回、2,253人参加 H25 33回、3,859人参加 H26 25回、2,664人参加 H27 30回、3,816人参加	車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行うことにより、心やさしい思いやりのある子どもたちの育成を図ることができた。 また、この体験が大人になってもしっかりと頭の片隅に残っている。	学校や地域に福祉学習の重要性を呼びかけていますが、学校や地域に浸透していないのが課題である。	少しでも多くの方が貴重な福祉体験をしていただけるよう、学校や地域によりわかりやすく呼びかけていく。また、幼稚園の親子体験などができるような方法も考えていく。	明石市社会福祉協議会
2人権課題への取り組み ⑤同和問題	人権意識啓発事業【再掲】	あかしヒューマンフェスタ、人権セミナー、企業人権問題研修会、人権啓発教材等、人権啓発作品募集などの機会を通じて、同和問題に関する講演会や研修会、啓発資料の充実を図る。	市民対象の人権セミナーや、職員特別人権セミナーを通じて、最低年1回は同和問題に焦点を当てた研修会を実施した。	講師に落語家を起用するなどして、暮らしの中からわかりやすく同和問題を啓発することができた。	特に若年層、子育て世代への意識啓発が課題となっている。	同和問題を人権課題の中心に据え、引き続き人権意識啓発に取り組む。	人権推進課
	人権教育推進事業【再掲】	地域における人権学習の機会や、人権感覚を育てる各種講座等の実施を支援する。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施に努めた。 研修会実施回数と参加者数 H23 955回 36,247人 H24 849回 42,394人 H25 713回 38,586人 H26 713回 30,828人 H27 581回 25,539人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	厚生館事業【再掲】	地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあった事業の取り組みを進める。	厚生館では、人権啓発の拠点施設として、人権研修会等において同和問題をテーマにした講演を実施したほか、「開かれた地域のセンター」として、体験事業等を通じたふれあい交流を推進した。あわせて、「地域のよろず相談所」として、住民相談にも積極的に対応した。このほか、啓発用の厚生館リーフレットの作成や、厚生館合同作品展、厚生館まつり等の機会にパネル展示等を行うなど、市民啓発に努めた。 厚生館利用人数 H23 66,131人 H24 63,425人 H25 63,110人 H26 67,544人 H27 67,000人	福祉の向上と人権啓発、住民交流の拠点として、市民ニーズに合った子どもや高齢者を対象とする体験型の学習機会やふれあい交流などに取り組むことで、お互いの理解やつながりが深まり、偏見や差別解消が図られてきている。	結婚問題や旧同和地区への居住に対する敬遠など、心理的差別が依然として根強く残っている。	同和問題に関する正しい理解が一層進み、依然として残る心理的差別の解消を図るため、効果的な市民啓発の手法等を検討しながら、すべての人の人権が尊重されるための人権教育・啓発に発展させていく。	人権推進課
	相談事業	各種人権相談、差別事象についての相談事業を行い、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体との連携のもとに対応していく。	法務局との連携のもとに、毎月2回、市役所において、人権擁護委員による人権相談所を開設し、さまざまな人権相談に対応した。	市民に身近な相談窓口としてさまざまな人権相談に対応できた。	複雑化・多様化する人権相談に対して、適切な対応が求められる。	法務局、人権擁護委員協議会とのさらなる連携のもと、複雑化・多様化する人権課題への対応を図る。	人権推進課
2人権課題への取り組み ⑥外国人	ユニバーサル の視点を生かした広報【再掲】	外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開する。	ホームページについては、平成25年5月のリニューアルから自動機械翻訳機能を追加し、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語でのページの表示が行えるようになった。	月間約100件の閲覧数がある。	自動機械翻訳機能のアップグレードに対応する。	継続して機能を提供する。	広報課
	国際交流推進事業	・外国人が暮らしやすい環境づくり 情報提供や相談体制の充実等、外国人が暮らしやすい環境づくりを進める。 ・日本語教室等の開催 明石市国際交流協会と連携して、日本語教室、その他のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する市民の関心を高める。 ・地域での交流行事の開催促進 地域における交流行事などを通じて異文化交流や相互理解を促進し、多文化共生社会づくりを進める。	・明石市国際交流協会と連携し、日本語学習会を開き、在住外国人への支援を行った。 H23 873回 H24 1,013回(19ヶ国78人) H25 1,252回(22ヶ国89人) H26 1,164回(25ヶ国88人) H27 1,300回(20ヶ国70人) また、防災体験ツアーや外国人向け文書の翻訳など、ボランティアによる支援を行った。 このほか、国際理解セミナーを開催したり、小学校や高等学校に在住外国人や日本語支援者をゲストティーチャーとして派遣する事業を通じて、多文化共生に対する啓発を行った。 ・自主事業として在住外国人との交流パーティーや日本文化体験など各種交流行事を開催している明石市国際交流協会への支援を行った。	・マンツーマン形式で行っている日本語学習会においては、日本の習慣やマナーなど、日常生活に関するアドバイスも含めて行っており、外国人市民が地域社会に溶け込むための一助となっている。また、学校へのゲストティーチャーの派遣により、子供たちが外国の文化に触れたり日本の文化を紹介する機会を設けることで、異文化相互理解を促進している。 ・国際理解セミナーや外国人市民との交流の場を設けることにより、地域住民が多文化共生についての理解を深める機会づくりを行っている。	地域で生活しているが地域と関わりを持たず顔の見えない在住外国人の把握、情報提供、相談体制を充実させるとともに、地域住民の在住外国人に対する理解を促進するよう啓発に努めていく必要がある。	顔の見えない在住外国人に対する地域住民の理解を促進するため、在住外国人のニーズを把握し、地域に積極的に溶け込んでいけるような環境づくりを進める必要がある。多文化共生社会の実現に向け、外国人市民に対する施策のあり方を検討していく。	文化振興課
	就労支援・雇用環境向上推進事業(外国人向け)	外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を行う。	企業向け人権啓発パンフレット等を関係施設に配布することにより、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を行った。	企業等の人権を尊重する意識向上に寄与した。	特になし。	継続して取り組む。	商工労政課
	日本語指導協力者派遣事業	日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対し、当該児童生徒の母語を理解できる「日本語指導協力者」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市内小学校に日本語指導協力者(中国語・スペイン語・ポルトガル語等)を派遣し、指導を行っている。 (派遣状況・・・延べ回数、言語) H23 4校(70回)中国・スペイン H24 3校(70回)中国・スペイン H25 4校(70回)中国・スペイン・英 H26 4校(74回)中国・スペイン・ポルトガル H27 4校(66回)中国・スペイン・ポルトガル	日本語指導が必要な児童に日本語指導協力者が寄り添うことで、学習支援はもとより、学校生活での不安を解消することができている。また、保護者にとっても母語で子どものことを相談できたり、学校での様子を知ることができたりして心の安定につながっている。	母語や母文化をどう理解させるか、保護者・児童生徒と話し合いながら進めていくことが課題である。	・各学校の状況を詳細に把握し、計画的に実施する。 ・日本語指導のみならず、母語や母文化の理解、進路指導等、指導内容についても保護者・児童生徒と話し合いながら進め、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	学校教育課
	多文化共生ボランティア派遣事業	日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対し、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに登録している「子ども多文化共生ボランティア」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援する。	来日して間もない子どもたちに、担任が話す内容を母語で伝えたり、日本語を個別に指導したりしている。 (派遣状況・・・延べ回数、言語) H23 4校(46回)フィリピン・ポルトガル・タイ H24 8校(74回)フィリピン・英・スペイン・ポルトガル H25 7校(42回)英・中国・ポルトガル・ベトナム H26 7校(23回)英・ポルトガル・ベトナム・スペイン H27 9校(65回)英・中国・ポルトガル・ベトナム・アラビア	日本語指導が必要な児童に多文化共生ボランティアが寄り添うことで、学習支援はもとより、学校生活での不安を解消している。また、保護者にとっても母語で子どものことを相談でき、学校での様子を詳しく知ることができている。	多様な母語を使う園児・児童・生徒の増加によるボランティアの確保が課題である。	・各学校の状況を詳細に把握し、計画的に実施する。 ・兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターと日本語指導協力者の派遣について連携し、児童生徒の自己実現に努める。 ・学校からの需要が増えてきている現状から、予算を増額し実施する。	学校教育課
	外国人市民基本施策の調査研究	多文化共生社会の実現に向け、市役所内の関係課による横断的なプロジェクトチームを設置し、外国人市民に対する施策のあり方について調査・研究します。	人権施策推進連絡会議において、多文化共生社会の実現に向けた情報交換を行った。	ホームページや広報あかし、ごみカレンダーなど多言語表記が進んだ。	地域との関わりが薄い外国人市民をどのように把握し、情報提供や相談体制を充実していくのか、また、地域住民の外国人に対する理解を促進するためのさらなる取り組みを検討することが課題となっている。	多文化共生社会の実現に向け、外国人市民に対する施策のあり方を検討していく。	人権推進課
2人権課題への取り組み ⑦多様な人権課題	多様化、複雑化する人権課題への対応	新たな人権課題に対応していくため、国・県・関係機関との連携のもと、個々の課題に応じた啓発パンフレット等の配付や、これらの課題をテーマに取り上げた研修会を開催するなど、市民への啓発活動を進める。	人権セミナーを初め、あらゆる人権啓発の機会を捉え、犯罪被害者とその家族の人権、発達障害の理解と支援のあり方、性の多様性と人権、生活困窮者の人権と支援、認知症の正しい理解と支援のあり方など多様な人権課題の啓発に取り組んだ。	多様な人権課題について、考える機会を市民に提供することができた。また、それぞれの課題に応じた適切な支援策を学ぶことができた。	より多くの市民に啓発することができている。手法の検討が課題となっている。	社会状況の変化等に伴う新たな人権課題の発生を的確に捉え、適宜研修会や講演会の開催等により市民啓発を図る。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	「ネットいじめ」未然防止・早期発見のための研修会【再掲】	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者等を対象にした研修会を開催します。	市内各小中学校PTA会長の申し込みにより、「ネットトラブル防止のためのPTA研修会」を開催しました。 同研修会の実施状況 H23 実施校 9校 参加者 753名 H24 実施校 3校 参加者 107名 H25 実施校10校 参加者 1,415名 H26 実施校15校 参加者 2,894名 H27 実施校 5校 参加者 2,262名	子どもを取り巻くネット環境は日々変化しています。そのような中で、ネットいじめの現状を知ったり、犯罪者から子どもを守ったりするために、保護者が最新の知識を得ることにつながっています。	研修会の開催を平日の日中にしていることから、参加する保護者数が少ないという状況があります。開催時間帯の工夫を図る必要があります。	学校へのPRを徹底しながら、PTAと連携すること、魅力ある講師を招聘することなど、さらなる充実を図ります。	児童生徒支援課
	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等への支援について、市の役割を明確にし、必要な支援、措置を講じていく。犯罪被害者等への支援に対する市民理解を広げるための啓発活動に取り組む。また、支援策の充実に向け、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図る。	H23 6件 条例による支援 3名 H24 7件 条例による支援 2名 H25 7件 条例による支援 1名 H26 9件 条例による支援 0 H27 9件 条例による支援 0	犯罪被害者等が支援を受けることで、被害の軽減及び回復を図り、平穏な生活を取り戻す一助となっている。	市民、職員等の理解を深め、制度を活かしていくことが必要と考えている。	犯罪被害者等の経済的困難や精神的被害をより一層軽減するための施策及び市民、職員等の理解を深めるための施策を展開していきたい。	市民相談室
	北朝鮮拉致問題啓発事業	12月の「北朝鮮拉致問題週間」等の機会をとらえ、国・県・関係機関との連携のもと、市民への啓発活動を進める。	「北朝鮮拉致問題週間」の機会をとらえ、国・県等と連携し、市民への啓発活動を行った。	拉致問題が重大な人権侵害であり、早期解決を求める市民意識が醸成された。	より多くの市民に啓発することが課題である。	問題解決まで、継続して取り組む。	人権推進課
	自殺予防対策に関する事業	自殺予防対策研修会の開催と、こころのケア相談として臨床心理士がこころの健康についての相談を受ける。	臨床心理士によるこころのケア相談 H23 24回 46件 H24 23回 38件 H25 27回 50件 H26 24回 45件 H27 20回 36件 自殺予防対策研修会 H23 3回 224人 H24 6回 637人 H25 4回 395人 H26 4回 355人 H27 2回 245人	こころのケア相談では、相談希望状況に応じて回数を増やす等、臨機応変に対応している。関係機関からの紹介による相談希望者も増加しており、広く周知された事業となっている。自殺予防対策研修会では、自殺に対する正しい理解につながるとともに、実際の対応にも反映できたと報告がある。	市の自殺の実情に応じた研修会の企画及び関係機関との連携による開催の継続、参加者数増加に向けた工夫を図ることが課題である。また、研修受講者へのフォローアップ方法も検討する必要がある。	こころのケア相談では、各種相談窓口との情報共有と連携を強化して実施する。また、自殺予防対策研修では、特に若年者層と高齢者層を重点とした研修を関係機関との合同開催で実施し、個人のこころの健康と地域全体での自殺予防の推進につなげる。	健康推進課
3総合的で効果的な推進のために ①推進体制と職員研修の充実	人権施策推進連絡会議の開催	市役所内の関係部課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに施策を推進していく。また、施策の進捗状況についても総合的に検証し、その結果を公表する。	市役所内の情報共有に努めながら人権施策の推進に取り組んだ。 H23 2回開催 H24 1回開催 H25 1回開催 H26 1回開催 H27 2回開催	各課が所管する事業の実施状況等についての情報交換などが行われ、庁内で情報を共有し、施策効果を高めることに寄与している。	社会の変化等に伴い多様化・複雑化する人権課題に対して関係各課のさらなる連携が求められる。	あらゆる行政分野において、引き続き人権尊重の視点に立って施策を展開されるよう有機的な連携を図っていく。	人権推進課
	課題別プロジェクトの設置	複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、プロジェクトチームを設置し、施策を推進する。	横断的に取り組むべき課題への対応事例については、戸籍謄本等の不正取得への対応として「本人通知制度」の導入について、広報課(行政情報センター)、市民課、人権推進課で情報交換を行いながら検討を進めた。	平成26年11月より、「本人通知制度」が導入され、住民票や戸籍謄本等の不正取得の抑止を図ることができた。	新たな人権課題に対しても、関係各課が柔軟に連携して取り組むことが求められる。	新たな課題に対して、適時プロジェクトチームを設置し、柔軟かつ適切に対応していく。	人権推進課
	職員人権特別セミナー	行政職員が人権感覚を身に付け、一人ひとりが人権尊重の視点にたつて職務を遂行するため、また、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化する人権課題に対応できるように、多様な人権課題を取り上げた特別研修を実施する。	行政職員が身につけておくべき課題について、毎年度セミナーを実施した。 参加人数 H23 114人(人権尊重のまちづくり) H24 130人(発達障害者と人権) H25 117人(災害と人権) H26 187人(同和問題) H27 132人(ハラスメントの防止)	職員が人権尊重の視点に立って、業務が遂行できる環境整備に寄与できた。	社会状況の変化等を踏まえ、適切なテーマの設定が課題となっている。	参加対象職員等の検討を行い、継続して実施する。	人権推進課 人材開発課
	行政職員研修	階層別研修、基礎意識研修 多様化、複雑化する人権課題に対応できるように、職員として必要不可欠な人権に対する意識の向上を図るために、計画的・体系的な研修を実施する。	【階層別研修の実施状況】 新規採用職員研修 H23 41名 H24 31名 H25 39名 H26 46名 H27 47名 任期付短時間勤務職員研修 H23 37名 H24 118名 H25 144名 H26 92名 H27 84名 【基礎意識研修の実施】 一般職員 H23 80名 H24 81名 H25 82名 H26 64名 H27 23名 係長級以上 H23 40名 H24 23名 H25 32名 H26 25名 H27 22名	時代の変化とともに、人権に対する問題意識も変化し続けていることに気づかせることで、自身の職場や家庭での言動を振り返るきっかけをつくる事ができている。また、定期的に研修に参加し、時代に合った人権感覚を身につける必要があることを理解させる事ができている。	聴講するだけでなく、意見交換等により、人権感覚のズレを実感することで、より深い理解に繋げるような工夫が必要であると考えている。	職員が、変わりゆく人権問題を正しく理解し、適切に対応する事ができるよう、研修内容のさらなる充実を図りながら、引き続き、計画的な研修を実施する。	人材開発課
	保育所職員研修【再掲】	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施する。	明石市人権教育研究評議会専門部・就学前部会 年4回実施 公立・民間保育所・公立幼稚園職員各50～60名参加 「豊かな心を育てる保育をどのように創造し実践していくか」をテーマに講師を招聘し、研修会を実施。	就学前児童の教育・保育に携わる保育士・幼稚園教諭が同じテーマで講師による講演や話し合う機会を持つことができた。	研修が形骸化しないように内容の検証を行い、充実をすすめる必要がある。	講師の選択を幅広くし、貴重な時間を有意義にできるよう、今までの研修方法を見直したり、参加人数を多くするなど、保育士・幼稚園教諭が参加しやすいようにしていく。	こども育成室

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
3総合的で効果的な推進のために ②関係機関・団体等との連携・協力の強化	人権教育研修【再掲】	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進める。	今日的な人権課題の現状や、その手だてについて講師を招聘し、研修を深めている。 (研修会講師) H23 ひょうごふるさと創世塾幹事 後藤みなみ氏 H24 元国立明石高専学校教員 椿本博久氏 H25 元明石市立小学校長 森本眞一氏 H26 元明石市立中学校長 山口浩一郎氏 H27 京都産業大学教授 灘本昌久氏	研修を深めることによって、教師自身の人権感覚を磨き、児童一人ひとりを大切にしたい人権教育に生かすことにつながっている。	課題に応じた研修を進めるための適切な講師を選ぶことが難しい状況である。	学校現場の要望や、様々な人権課題に対応できるよう、早めに講師選定を行う。また、より多くの教職員が参加できるよう、開催方法や内容等、さらなる充実を図る。	学校教育課
	教職員研修【再掲】	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援する。	教育研究所の全講座のべ参加者数(のべ回数) H23 5,032名 (231回) H24 4,964名 (202回) H25 4,721名 (217回) H26 4,895名 (230回) H27 5,123名 (233回) 内、直接人権教育に係る講座等は45回(H27)。 また、スーパーバイザー講師として人権・道徳教育に関係のある内容で44回学校園に派遣した。	直接人権教育に係る講座だけでなく、様々な教育課題や専門的な研修の参加者アンケートの中に、多様な考え方や生き方を認め合うことや、一人ひとりの子どもを理解することの大切さにふれた感想が多く見られる等、研修を通じて教師としての人権感覚の向上がなされていると感じる。	教師として教壇に立つ以上、若手であっても高い人権感覚を持っていることが求められる。採用1年目から現場で通用する人権感覚を育成していくことが課題である。	教育の土台に人権教育があると捉え、特に初任者研等の若手育成時から、明石の人権課題についての研修を位置づけるとともに、各講座においてもさらなる充実を図る。	教育研究所
	国、県等との連携	市の人権施策関係課、社会福祉協議会・国際交流協会等の市の関係機関、こども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方方法務局等の国の関係機関、さらに(公財)兵庫県人権啓発協会、明石人権擁護委員協議会、明石市人権教育研究協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化や啓発事業の共同開催を進め、事業の一層の効果的・効率的な推進を図る。	市の人権施策関係課における啓発事業の共同開催をしたほか、兵庫県人権啓発協会や明石市人権教育研究協議会等と連携した人権啓発活動等を広く展開した。	国や県、関係団体等との連携により、事業の効率を高め、連携強化につながった。	新たな人権課題に対しても、関係機関が柔軟に連携して取り組むことが求められる。	引き続き取り組む。	人権推進課
	広聴事業「市民の声」	市民から寄せられる市政に対する苦情、要望等に対し、市民ニーズを的確に把握するため、「市民の声」データベースに登録し、庁内で情報を共有化できるように対応する。連絡調整だけでなく、全庁的な情報共有と施策の改善を図る。	市民の声受付件数 H23 380件 H24 347件 H25 192件 H26 137件 H27 130件	明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づき、要望・提案等に適切に対応した。	要望・提案等について、庁内での情報共有とともに、市民の声を施策改善に活かしていくことが重要と考えている。	今後も要望・提案等について適切に対応するとともに、全庁的な情報共有と市民の声を施策の改善に活かしていきたい。	市民相談室
	行政オンブズマン事業	市政に関する苦情等を、公平かつ中立的な立場で調査を行い、行政オンブズマンを通じて市政への反映を行っている。事実があった日から1年以内であれば申し立てが可能であり、市民の権利や利益の侵害からの救済制度として行政オンブズマンの周知を図る。	H23 問合せ13件、相談7件、苦情申立て3件 H24 問合せ20件、相談7件、苦情申立て5件、自己発意調査1件 H25 問合せ20件、相談2件、苦情申立て3件 H26 問合せ23件、相談2件、苦情申立て2件 H27 問合せ15件、相談5件、苦情申立て5件	明石市法令遵守の推進等に関する条例に基づき、苦情申立て等に適切に対応した。	制度の適切な運用と市民への制度周知が引き続き重要と考えている。	今後も行政オンブズマン制度を適切に運用していくとともに、市民への制度周知を図っていききたい。	市民相談室
	市民相談事業	市民の日常生活上のさまざまな問題を解決するため、一般相談や専門家による特別相談を実施している。人権相談を初め、多様化する市民からの相談にきめ細やかに対応できるよう窓口の充実を図る。	一般相談 特別相談 H23 5,409件 1,382件 H24 5,677件 1,625件 H25 4,615件 1,681件 H26 5,116件 1,773件 H27 4,600件 1,700件	市民のニーズに合わせ、特別相談の窓口を拡大し、市民の問題解決のための支援をした。	さらに各課との連携を図り、市民相談の総合窓口としての役割を果たして行くことが必要と考えている。	市民のニーズに合わせた相談窓口を提供していきたい。	市民相談室
	相談員の連携・研修	複雑化・多様化する人権問題に、適切に対応できるよう、相談員を初めとする職員の専門的研修を実施するとともに、関係各課の相談員等の連携強化を図っていく。	人権施策推進会議において、市役所内で人権問題に関する相談状況や相談情報の共有に努めた。	相談状況や相談情報についての意見交換などが行われ、施策効果を高めることに寄与している。	専門的研修を実施することで、人権問題への対応ができるよう職員一人ひとりの資質向上を図る。	引き続き取り組む。	人権推進課
人権救済のための関係機関との連携	神戸地方方法務局や明石人権擁護委員協議会等の国の関係機関との密接な連携・協力を図り、問題解決へとつなげていく。	法務局や人権擁護委員協議会等と連携し、定例的な人権相談を初め、様々な機会をとらえ人権相談活動に取り組んだ。	関係機関が連携し、人権相談に取り組むことで、人権問題解決への一助となった。	人権問題が複雑・多様化する中で、相談機関の連携を強め、人権問題解決につなげていく必要がある。	引き続き取り組む。	人権推進課	
3総合的で効果的な推進のために ③市民の参画と協働による施策の推進	人権教育推進事業 自治会研修会等(人材育成と市民活動への支援)【再掲】	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援する。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていく。	人権教育推進員と人権啓発員を配置することにより、地域の特性を踏まえたきめ細かい人権研修の実施等に努めた。 研修会実施回数と参加者数 H23 955回 36,247人 H24 849回 42,394人 H25 713回 38,586人 H26 713回 30,828人 H27 581回 25,539人	人権研修会が地域に定着し、継続して実施できる団体が増えつつある。	自治会未加入世帯が増えるなど、現在の手法による研修は参加に限界がある。また、参加者が高齢者中心であり、固定化する傾向にある。	PTAやコミセンサークル団体など、より幅広い団体との連携を図り、効率的な研修会実施に努める。	人権推進課

計画の体系	事業名	事業内容	平成23年度～27年度の実施状況(27年度は見込み)	成果	課題	今後の事業の展開方向	担当課
	市民活動促進事業	本市では、幅広い市民の参画と協働により、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるため、福祉や環境などの分野で公益的な活動を展開する市民活動団体に対し、活動費の助成などを行っている。自主的に人権啓発活動等に取り組む市民グループについても助成対象とし、市民による自主的な人権学習・啓発活動を支援し、担い手の育成を進める。	・市民活動実践助成 H23 人権啓発活動事業 1団体助成 H24 人権啓発活動事業 申請なし ・市民活動サポート事業 H25 人権啓発活動事業 1団体助成 H26 人権啓発活動事業 1団体助成 H27 人権啓発活動事業 1団体助成	さまざまな分野の市民による公益的活動を助成することによって、市民活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題解決や共同利益の実現をすることによって、よりよいまちづくりを推進している。人権啓発活動団体においても、講座やイベントを実施し、年間約300名の参加者に人権問題に対する正しい知識と理解を深める啓発活動を継続的に行っている。	市の助成金終了後も、市民活動団体が継続して公益的活動ができるように、団体の育成や意識啓発を行い自立を促進する必要がある。	市民活動団体が継続して活動を続けられるよう研修や団体同士の交流会などを開催し、団体の育成や意識啓発を行い、資金面だけではなく側面からも支援していく。	市民協働推進室
3総合的で効果的な推進のために ④推進方針の広報・啓発活動	推進方法のPR	推進方針の広報については、市民啓発用の概要版パンフレットを制作し、地域での人権研修等の機会をとらえて行う。	市ホームページへの掲載を初め、推進方針の概要版パンフレットを作成し、地域の自治会研修会等で配付PRしたほか、推進方針の啓発用パネルを制作し、厚生館合同作品展や厚生館まつり等の機会をとらえて、展示PRを行うなど、推進方針の広報活動に取り組んだ。	“「ひとごと」から「わがこと」へ”のキャッチフレーズは、地域の自治会研修等においても広く使用され、地域に浸透しつつあり、研修等を通じて、人権問題を自らの問題として考える機会が広がってきている。	自治会研修会等に参加したことのない市民や新たに転入してきた市民等、全ての市民にPR出来ていない。	推進方針の広報・啓発については、各種の講演会や展示啓発機会をとらえ、継続的に取り組んでいく。	人権推進課
	ユニバーサル の視点を生かした広報 【再掲】	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行う。	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行います。	広報あかしについては、平成24年5月からユニバーサルフォントを使用している。また、点字広報の発行、朗読CDの配布を行っている。	ユニバーサルフォントを使用することで文字が読みやすくなった。	必要な情報を必要な人に届けられるよう広報紙などで周知を図る。	広報課